## ベトナム向け輸出水産食品取扱要領

# 1. 目的

本要領は、ベトナム向けに輸出される水産食品について、ベトナム政府より 輸出国の管轄当局が発行した衛生証明書又は食用水産品証明書の添付が求めら れていることから、これらの手続及びその他必要な事項を定めるものである。

#### 2. 用語の定義

- (1) ベトナム向け輸出水産食品:日本からベトナムに輸出される水産食品であって、3の条件に適合するもの。
- (2) 最終取扱施設:最終加工施設及び最終保管施設のことをいう。
- (3) 最終加工施設:ベトナム向け輸出水産食品を最終的に加工する施設。
- (4) 最終保管施設:ベトナム向け輸出水産食品を最終的に保管する施設。
- (5) 施設登録者:ベトナム国内での消費を目的として、ベトナム向け輸出水 産食品を最終的に加工する者。
- (6) 輸出者:ベトナム向け輸出水産食品を輸出しようとする者。
- (7) 加工流通課:水產庁漁政部加工流通課。
- (8) 監視安全課:厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課。
- (9) 施設登録担当部局:施設が所在する都道府県の水産業を所管する部局。
- (10) 都道府県等: 都道府県、保健所を設置する市及び特別区。
- 3. ベトナム向け輸出水産食品の条件

ベトナム向けに輸出される水産食品は、次のいずれかの要件に適合すること。

- (1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)に適合した水産動物及びこれらの加工品(活水産動物を除く。)。
- (2)漁業法(昭和24年法律第267号)、漁船法(昭和25年法律第178号)及び持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)(以下「漁業法等」という。)に基づき適法に採捕又は養殖され輸出される活水産動物。
- 4. ベトナム向け輸出水産食品最終取扱施設等の要件
- (1)輸出する水産食品が3.(1)に該当し、ベトナム国内での消費を目的とする場合

最終加工施設は、以下のア〜ウのいずれかの要件に適合し、かつエ〜カの少なくとも1つ以上の処理を行っていること。

ア 法第52条に基づく営業許可を有すること。

- イ 条例に基づく食品製造等の営業許可を有すること又は営業に係る届出 等を行っていること。
- ウ 法第30条に規定する食品衛生監視員による監視指導を受けていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能(食品衛生監視票の場合は、採点成績が年間平均90点以上)であること。
- エ 頭尾等の切り落としや内蔵の除去、フィレや切り身等の処理を行っていること。
- オ 乾燥、調味、加熱、塩蔵、凍結等の処理を行っていること。
- カ 食品に接触する包装処理を行っていること。
- (2) 輸出する水産食品が3.(1) に該当し、全量がベトナムから再輸出される場合

最終取扱施設は、以下のいずれかの要件に適合すること。

- ア 最終加工施設は、(1)の要件に適合すること。
- イ 法第27条に規定する輸入の届出を行い輸入された水産食品であって、かつ日本国内で(1)のエ〜カのいずれの処理も行わない(輸入時の状態を維持した)場合にあっては、最終保管施設は、(1)のア〜ウのいずれかの要件に適合すること。
- (3)輸出する水産食品が3.(2)に該当する場合 漁業法等に基づき、適法に漁業を営んでいる養殖場であること。

# 5. 最終加工施設の登録手続

施設登録者は、以下の手続により最終加工施設の登録を行うこと。なお、施設登録はベトナム政府への登録が必要であり、登録完了までに数ヶ月を要する場合があるため、施設登録者はその旨了承した上で申請を行うこと。

- (1) 施設登録者は、4. (1) に掲げる要件を確認するために必要な書類、 製品の加工工程に関するフローチャート及び施設の平面図を添付し、別紙 様式1及び別紙様式2により、施設登録担当部局に申請する。
- (2) 施設登録担当部局は、(1) の申請を受理したときは、別紙様式3により加工流通課に報告するとともに、別紙様式4により申請を受けた施設を 所管する都道府県等衛生部局に情報提供を行う。
- (3) 加工流通課は、(2) の報告を受けたときは、監視安全課及び必要に応 じ農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課と協議し、4に掲げる要件を 満たしていることが確認できた場合には、ベトナム政府に当該施設の登録 を要請する。
- (4) 加工流通課は、ベトナム政府から登録完了の報告を受けた後、水産庁のホームページ上で施設登録リストを公表し、その時点をもって、当該施設

を本要領に基づき登録された施設(以下「登録施設」という。)として取り扱うものとする。

(5) 施設登録者は、ベトナムの衛生上の規則及び条件について自ら情報収集 を行うとともに、適宜検査を実施する等により、ベトナム向け輸出水産食 品に関する自主的な衛生管理に努める。

### 6. 登録施設の登録事項の変更

(1) 施設登録者は、登録の変更又は取消しをしようとする場合は、別紙様式 5により、施設登録担当部局に申請する。

なお、変更の場合にあっては、変更内容が確認できる書類を添付する。

(2) 施設登録担当部局は、(1) の申請を受理したときは、別紙様式3により加工流通課に報告し、加工流通課は、5.(3) 及び(4) に準じて手続を行う。

### 7. 登録施設の登録の取消し

以下のいずれかに該当することが判明した場合には、監視安全課及び加工流 通課は登録施設の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録施設が4.(1) の要件に合致しないことが判明したとき。
- (2) 施設登録者又は当該登録施設と関係のある者が本要領に基づく手続において不正を行ったことが判明したとき。
- (3) その他相当の理由があると認められるとき。

#### 8. 証明書発行機関の登録

- (1) 衛生証明書(活水産動物を輸出する場合を除く。)
  - ア 登録施設等を所管する都道府県等の衛生部局が、衛生証明書を発行するに当たっては、別紙様式6により、監視安全課に、証明書発行機関としての登録申請を行う。
  - イ 監視安全課は、当該申請を行った都道府県等の衛生部局について、厚 生労働省のホームページ上で証明書発行機関として登録したことを公 表する。
- (2) 食用水産品証明書(活水産動物を輸出する場合に限る。)
  - ア 養殖場を所管する都道府県の水産部局が、食用水産品証明書を発行するに当たっては、別紙様式7により、加工流通課に、証明書発行機関としての登録申請を行う。
  - イ 加工流通課は、当該申請を行った都道府県の水産部局について、水産 庁のホームページ上で証明書発行機関として登録したことを公表する。
- 9. 衛生証明書の発行手続(活水産動物を輸出する場合を除く。)

- (1)輸出者は、最終加工施設、又は最終保管施設(法第27条に規定する輸入の届出を行い輸入された水産食品であって、かつ日本国内で4.(1)のエ〜カのいずれの処理も行わずにベトナムへ輸出し、全量がベトナムから再輸出される水産食品を保管する施設に限る。)を所管する都道府県等の証明書発行機関に、別紙様式8、別紙様式9(Iを英語で記入したもの)及び以下の書類を添付して、原則、衛生証明書発行希望日の5日前(閉庁日を除く。)までに衛生証明書の発行を申請する。ただし、鮮魚の証明書発行申請日については、証明書発行機関の指示に従うこと。
  - ア 別紙様式8の記載内容が確認出来る関係書類(インボイスの写し、パッキング・リストの写し、船荷証券(BL)又は航空貨物運送状(AWB)の写し等)
  - イ 営業許可証の写し等、輸出要件を満たす施設であることを確認するために必要な書類(4.(2)に該当する場合に限る。)
  - ウ 食品等輸入届出(写し)(4.(2)のイに該当する場合に限る。)

なお、別紙様式 9 について、I. ⑧の欄で「Processed in Vietnam for reexport to Japan or other countries (日本や他国への再輸出のためのベトナムでの加工)」を選択した場合は、③の欄に Name and Address of Establishment (施設の名前及び住所)のみを記入する (Registration Number(登録番号)の記入は必要ない。)。

(2) 証明書発行機関は、ベトナム国内での消費を目的とする水産食品においては登録施設で最終的に加工されたこと、全量がベトナムから再輸出される水産食品においては4.(2)の要件を満たす施設で最終的に加工又は保管されたこと及び当該食品が食品衛生法上流通が可能であることを確認した場合、輸出者から提出された別紙様式9にReference No.、証明書発行機関名及び発行年月日を追記し、担当者が署名し、印章を押印し、衛生証明書を発行する。

なお、「Reference No.」については、都道府県等において独自に管理を行うこと。

- (3) 証明書発行機関は、本要領に基づく衛生証明書発行申請の確認等に当たり、必要に応じて、申請者に対し追加資料の提出を求めることができる。
- (4) 証明書発行機関は、衛生証明書の原本を申請者に発行するとともに、写 し及び関係書類を証明書発行日から3年間保管する。
- (5) 海外に在住する者が申請を行う場合にあっては、我が国における連絡体制が確保されるよう、一切の申請手続を我が国に在住する代理人に委任する旨の委任状を、あらかじめ証明書発行機関に提出することで、当該代理人が申請を行うことができる。

- 10. 食用水産品証明書の発行手続(活水産動物を輸出する場合に限る。)
- (1)輸出者は、養殖場を所管する都道府県の水産部局に別紙様式10に別紙様式11(Iを記入したもの)及び関係書類(生産者の名称が記載され、当該生産者が署名した水揚げの報告書及び別紙様式11のIの内容が確認できる書類(インボイスの写し等))を添付し、食用水産品証明書の発行を申請する。なお、別紙様式11について、I. ⑧の欄で「Processed in Vietnam for reexport to Japan or other countries(日本や他国への再輸出のためのベトナムでの加工)」を選択した場合は、③の欄にName and Address of Establishment (施設の名前及び住所)のみを記入する(Registration Number (登録番号)の記入は必要ない。)。
- (2)申請を受けた都道府県の水産部局は、当該活水産動物が4.(3)の要件を満たす養殖漁場由来である場合、食用水産品証明書(別紙様式11)を発行する。
- (3) 申請を受けた都道府県の水産部局は、本要領に基づく食用水産品証明書発行申請の確認等に当たり、必要に応じ、申請者に対し追加資料の提出を求めることができる。
- (4) 申請を受けた都道府県の水産部局は、食用水産品証明書の原本を申請者 に発行するとともに、写し及び関係書類を証明書発行日から3年間保管す る。

# 11. その他

- (1)輸出者は、衛生証明書又は食用水産品証明書を要する水産食品に該当するか等判断が困難な場合にあっては、事前にベトナム政府に確認をすること。
- (2)輸出者は、ベトナムの衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行 うとともに、適宜検査を実施する等により、ベトナム向け輸出水産食品に 関する自主的な衛生管理に努めること。
- (3) ベトナムからの違反連絡等により、輸出水産食品の衛生状態が不良であることが確認又は推定された場合、関連の登録施設を所管する都道府県等衛生部局は、必要に応じ当該施設の調査、指導等を行う。輸出者は、輸出水産食品の輸送、保管等に関し、責任を負うものとし、都道府県等衛生部局の調査等に対して協力を行うこと。
- (4)輸出者は、魚病に関する措置の必要性が発生した場合には、農林水産省 及び都道府県の水産部局の指示に従うこと。